



各位

2026年2月26日

会社名 スパイダープラス株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊藤 謙自
(証券コード：4192、グロース市場)
問い合わせ先 取締役執行役員CFO 藤原 悠
(電話番号：03-6709-2834)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2026年3月25日開催予定の第27期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度を導入する理由

当社の取締役の報酬等については、2019年3月29日開催の第20期定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいておりますが、一般、当社の取締役（社外取締役を含みます。以下「対象取締役」といいます。）については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、本株主総会では、上記の報酬枠とは別枠で、新たに譲渡制限付株式報酬を支給することにつき、ご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額60百万円以内（うち社外取締役分は年額12百万円以内）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会において決定いたします。

当社は本日開催の取締役会において、本株主総会において本議案が承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の決定方針改定の決議をしております。本議案は当該改定決議後の方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっており、また、取締役に1年間に発行又は処分される株式総数の発行済株式総数（2026年1月31日時点）に占める割合は0.6%以下であります。そのため、本議案の内容は相当であると考えております。なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役3名）ですが、本日別途開示いたしました「取締役候補者及び補欠監査役候補者の選任に関するお知らせ」（以下「取締役選任議案」といいます。）が本株主総会にて原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案及び取締役会により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、対象取締役につき年200,000株以内（うち社外取締役分は年40,000株以内）とします。ただし、当社の発行済株式総数が、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて調整されるものとします。

なお、1株あたりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、これによる当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

1. 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日から3年間（ただし、社外取締役については退任時まで。以下「本譲渡制限期間」という。）、本制度により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」という。）。
2. 対象取締役が本譲渡制限期間中にその地位を退任した場合には、任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当な理由があると認める場合を除き、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
3. 上記1.の定めに関わらず、当社は、対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点を持って本譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記2.に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記2.に定める地位を退任又は退職した場合には、本譲渡制限を解除する本割当株式の数及び本譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
4. 当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記3.の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
5. 上記1.の定めに関わらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
6. 上記5.に規定する場合においては、当社は、上記5.の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点においてなお本譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考】

本株主総会において本議案が承認可決されることを条件として改定される、改定後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

決定方針の決定の方法及び内容の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を指名報酬諮問委員会による答申を踏まえて、取締役会決議にて定めております。

その概要は、株主総会で決議された金銭報酬、譲渡制限付株式報酬それぞれの報酬限度額の範囲内において、職責、在任年数、他社水準、当社業績並びに当社業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定するものであります。なお、指名報酬諮問委員会は、取締役会の任意の諮

問機関として設置し、独立社外取締役を委員長とし、取締役1名、独立社外取締役3名を委員として構成されております。

以上